

意見書の要旨

八王子都市計画地区計画（グリーンヒル寺田団地地区地区計画）の決定の原案を令和2年7月8日から2週間公衆の縦覧に供したところ、八王子市地区まちづくり推進条例（平成18年八王子市条例第44号）第23条の規定により、利害関係者1名1通の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名 称	意見書の要旨	八王子市の見解
<p>八王子都市計画 地区計画 グリーンヒル寺 田団地地区地区 計画の決定</p>	<p>I 賛成意見に関するもの 1通（1名）</p> <p>1 地区計画の決定に関する意見</p> <p>私が所属する管理組合では、各住宅管理組合が独自で建て替えを行うことは難しいとして、規約に住宅の建て替えに関する事項を記載しないこととした経過がある。</p> <p>ただし、検討の過程においては、全ての建物のバリアフリー対応がされておらず、介護が必要になれば、ここには住み続けることが出来ないとの声が多く上がった。将来的には、今の住宅の形態は基本的に変更しないとしても、各住宅管理組合が住民の希望を聞いて、自動車が家の前までこられる、車椅子生活ができる住居環境、介護必要時の手すり設置等の解決が、管理組合で自主的にできる事が求められている。今回の都市計画の見直しによりグリーンヒル寺田団地が抱えている問題に多少なりとも対応できなければ、将来更に高齢化が進むと空き家だらけの団地になってしまう可能性もある。</p> <p>商店街についてもスーパーが撤退してかなりの時間が経過した。団地の近隣には、複数の店舗が立地しており、自家用車が有る人はそちらで買い物ができる。しかし、年配者で車が無い人は本当に不便を感じている。可能であれば団地内で食料品等、最低限の生活物品が購入できる、中小規模の店舗が出店されれば、近所の方と共に懇談しつつ楽しい買い物出来る。</p> <p>今回の都市計画の見直しにおいてこのような事が可能になる団地を切望する。</p>	<p>I 賛成意見に関するもの</p> <p>1 地区計画の決定に関する意見</p> <p>住宅地区A～Gについては、現在の住環境を維持・保全することを方針としていますが、ご意見にあるようなバリアフリー施策自体を制限するものではありません。</p> <p>ただし、当該建物の新築・増築等に当たっては、都市計画によらず、土地の所有状況や建築物の敷地の設定状況により、関係人への周知や合意形成等が必要になるものと考えます。</p> <p>商店街（生活利便施設地区）においては、少子高齢化へ対応した身近な生活圏の形成を図ることを目的に、中小規模の店舗（床面積1500㎡以下かつ2階以下）、医療、福祉サービス等の生活利便施設の立地を可能としています。</p>

	<p>II 反対意見に関するもの なし</p> <p>III その他の意見 なし</p>	<p>II 反対意見に関するもの</p> <p>III その他の意見</p>
--	--	--